

介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画の事業評価及び公表について（法定報告）

平成 29 年介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画における①高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、②介護給付適正化に関し、目標の達成状況に関する分析・評価を行い、評価結果を公表するよう努め、これを都道府県知事に報告するものと規定された。

大田区では、「おおた高齢者施策推進プラン」に掲げる事業において、①と②に対する事項に関し、次の事業を「法定報告」として報告し、大田区ホームページにて公表する。

① 自立支援・介護予防・重度化防止

介護予防・健康づくり		
計画の内容	現状と課題	<p>高齢者の元気維持、要介護状態の回避を目的としたフレイル予防の取組として高齢者が自発的に取り組める各種講座等の実施が求められる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅等にこもりがちで動かなくなることによりフレイルや要介護状態に陥りやすくなっていることから、自宅で取り組める活動の普及や情報機器の活用など、新しい生活様式に対応したフレイル予防事業の推進が必要である。</p>
	取組	<p>地域特性に応じてフレイル予防の三要素（運動・栄養・社会参加）を取り入れての地域活動や、体力にあわせ運動強度を考慮した体操教室、文化的講座の開催などフレイル予防に効果的な事業を推進する。</p> <p>また、効果的な事業推進のため、フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するための介護予防の大切さを積極的に周知し、地域への普及啓発を促進する。</p>
	目標	<p>区報やホームページなどの様々な広報媒体等を通じて、介護予防の取組の重要性を周知する。また、フレイル予防講座の開催や、介護予防の取組を支える地域の担い手の拡充に向けた養成講座等を開催する。</p>
	目標の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：フレイル予防に資する各種講座の着実な執行と受講者の拡充、フレイル予防の重要性に係る情報発信の強化への取組具合等をもって評価する。
令和 5 年度実績	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「フレイル予防リーダー養成講座（4 日制）」の開催（参加者：28 グループ、計 28 人） ・リーダー養成講座のフォローアップ版である「フレイル予防実践講座」の開催（計 3 回、参加者：32 グループ、計 32 人） ・「フレイル予防専門職養成講座」の開催（計 2 回、参加者：71 人） ・「フレイル予防個別支援事業者、団体向け養成講座」の開催（計 3 回、参加者：72 人） ・社会参加活動の紹介や活動を通じて、フレイル予防等についての情報発信を実施（区報、区ホームページ、区設掲示板、フレイル予防活動パネル展の開催（R 6. 2 月中 7 日間、於：グランデュオ蒲田）
	評価結果・自己評価内容	<p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業に加え、新たに介護職・体操講師など幅広い職種の人に、フレイル予防の要素を普段の活動に取り入れてもらうことを目的とした「フレイル予防専門職養成講座」と、地域で暮らす高齢者の個別支援を行っている事業者等に対して、「フレイル予防個別支援事業者、団体向け養成講座」を実施し、多方面からの普及を行うことでフレイル予防事業の拡充を行った。 ・新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和もあり、講座参加者は前年度比増となった。 ・区の媒体のほか、前年度に引き続き、民間事業者等の協力を経て情報発信を広範に展

	開し、フレイル予防の重要性等について周知機会の拡大を図った。
課題と対応策	<p>《課題》 区の媒体のほか、前年度に引き続き、民間事業者等の協力を経て情報発信を広範に展開し、フレイル予防の重要性等について周知機会の拡大を図った。</p> <p>《対応策》 学んだ知識の定着や、参加者が所属している自主グループへの普及継続のためには有効であるため、今後の講座実施にあたり、受講希望者が参加しやすいような開催時期の工夫も検討していく。</p>

通いの場への支援	
計画の内容	<p>現状と課題</p> <p>65歳以上の高齢者では、約8割が自らの健康状態を「とてもよい」「まあよい」と回答しているが、一方で健康づくり・介護予防に向けた取組では、必要と認識している割合は高いものの、運動等を実践している人はその割合には至らずに乖離が見られた（「令和元年度高齢者等実態調査」より）。</p> <p>高齢者が継続的に取り組める場の創出のため、地域の方が担い手の中心となる「通いの場」を確保することで、介護予防を通じた高齢者間の交流を促進するとともに、新たな担い手の育成へとつなげていく必要がある。</p>
	<p>取組</p> <p>高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、感染症対策の徹底を図りながら各種講座等の介護予防事業を実施する。</p> <p>また、動画を活用した体操教室など、新たな手法を用いた介護予防事業の実施に向けた検討を行う。</p> <p>「通いの場」の確保により、介護予防を通じた利用者間交流を促進し、地域とのつながりを深め、互いに支え合う関係づくりへとつなげるべく、通いの場の拡充並びに利用促進に向けた普及啓発を推進する。</p>
	<p>目標</p> <p>施設の感染症対策を徹底するとともに、情報通信機器を活用し、動画配信などによるリモート型体操教室の開催や交流事業など、従来の参集型事業とは異なる手法による事業の創設を検討する。</p> <p>また、介護予防に係るボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動団体の育成、支援を行う。</p>
	<p>目標の評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：介護予防への取組のきっかけとなる各種講座の着実な執行と受講者の拡充等をもって評価する。
令和5年度実績	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防普及啓発事業（膝痛・腰痛ストップ体操等）の実施」（参加者：延54,010人） ・「リモート型フレイル予防教室」（参加者：延5,798人） ・「口から始める健康講座」の実施（参加者：延581人） ・「食から実践・フレイル予防講座」の実施（参加者：延49人） ・「介護予防出張健康講座」の実施（参加者：延509人） ・「地域介護予防活動支援事業」の実施（参加者：延1,873人）
	<p>評価結果・自己評価内容</p> <p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業全体の参加人数は増加傾向にあり、特にリモート型介護予防事業は継続・拡充してきたことで認知度も高まり、デジタル機器等 ICT を活用した介護予防事業を提供できた。 ・通いの場の確保に資する地域介護予防活動支援事業については、介護予防に係る地域指導員をサポートする取組を継続して実施し、地域活動団体の育成、支援を行うことができた。

	<p>課題と 対応策</p>	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リモート型介護予防事業について、対面型の講座に比べ、多くの予算が必要となる。 ・ 通いの場の担い手となる地域グループの継続的な活動を支援するための地域指導員が不足している。 <p>《対応策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リモート型介護予防事業は高齢者のニーズを踏まえたプログラムの拡充により、さらなる魅力度の向上に取り組むほか、体操動画による運動の習慣化を促すなど、対面型の講座と差別化を図っていく。 ・ 地域介護予防活動支援事業を通じて、地域指導員の育成を継続していく。また、新たな地域指導員を募集するため、地域指導員養成講座を実施する。
--	--------------------	--

ケアマネジメントの質の向上

<p>計 画 の 内 容</p>	<p>現状と課題</p>	<p>予防プランについては、区から居宅介護支援事業所に再委託するケースが多いため、プラン策定にあっては、大田区の総合事業に係る統一的な考え方を十分に理解して取り組んでもらう必要がある。</p> <p>地域包括支援センターが行ったアセスメント情報の引継ぎ等により、対象者の状況、地域とのつながり、本人の強み、取り戻したい生活等を明確に把握し、高齢者が自らの力で生活を営み、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、自立に向けた介護予防ケアマネジメントの実施が求められる。</p>
	<p>取組</p>	<p>自立に向けた介護予防ケアマネジメントを進めるため、居宅介護支援事業所を対象に実務的な研修を実施し、ケアマネジメント力の向上を図るとともに、区の総合事業や地域包括ケアシステム、自立支援計画策定に係る考え方の理解促進を図る。</p> <p>また、地域ケア会議（個別レベル会議）の適宜の開催により、自立支援計画について検討、協議し、ケアマネジメント力の向上へとつなげる。</p>
	<p>目標</p>	<p>地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図る。</p>
	<p>目標の評価 方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価時期：年度末をもって行う。 ・ 評価方法：自立に向けた介護予防ケアマネジメントの更なる推進のためには、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上が欠くことのできない要素となる。このため、研修の参加状況（参加数、アンケート回答等）により事業の実効性を評価する。
<p>令 和 5 年 度 実 績</p>	<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業ケアマネジメントマニュアルの更新 ・ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に対して、ケアマネジメント力強化を目的とした研修動画を YouTube 配信した。 ・ 自立支援計画を検討する会議（地域ケア会議個別レベル会議）を開催：57回、74件
	<p>評価結果・ 自己評価内容</p>	<p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業ケアマネジメントマニュアル等を整備したことに加えて、大田区総合事業研修動画の YouTube 配信や、大田区介護支援専門員連絡会主催の研修会に協力するなど、介護支援専門員等の質の向上に努めた。 ・ 地域ケア会議については、感染防止に配慮しながら、民生委員や地域の主任介護支援専門員へ積極的に会議への参加依頼を行い、前年度増の取扱い件数となった。
	<p>課題と 対応策</p>	<p>《課題》</p> <p>事業者により地域包括ケアシステムや自立支援の考え方等に対する理解度に差異がある。</p> <p>《対応策》</p> <p>適切な総合事業ケアマネジメントマニュアルの更新や総合事業の広報活動の推進、介護支援専門員に対する研修等を通じて、理解度の深化を図っていく。</p>

介護サービス事業者の理解促進

計画の内容	現状と課題	高齢者自身の力で生活を営むことができ、その人らしい生活を送っていけるよう、最大限本人の力や強みを生かし、自立に向けた介護予防の取組が必要とされるが、このためには、介護予防サービス提供事業者による質の高いケアの実現と利用者の取組意欲の醸成が重要な因子となってくる。
	取組	「おおた介護予防応援事業」を実施し、介護予防に取り組む高齢者とそれを支援する事業者の効果的な取組を表彰することで、介護予防の重要性の普及啓発及び事業者の意欲喚起を図る。加えて、介護予防の好事例を区内事業者と共有し、介護予防の質の向上へとつなげる。
	目標	介護予防に取り組む高齢者とそれを支援する事業者の効果的な取組の表彰を通じて、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図る。
	目標の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：第2期事業の実施状況（参加数、参加・不参加者の意見聴取等）及び優秀な取組の広報を通じた介護予防の普及啓発状況（関係者へ意見聴取等を想定）により事業実施の実効性を評価する。
令和5年度実績	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期事業優秀チームの広報 ・第2期事業優秀事例の普及啓発（事例集及びインタビュー動画の作成・配布、おおた福祉フェスや大田区福祉人材向けeラーニングにおける左記動画の上映・掲載） ・区内介護事業者に向けた事業アンケートの実施
	評価結果・自己評価内容	<p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集・インタビュー動画の作成など、優秀事例の普及・啓発により、介護事業者に一定程度本事業の内容や効果を浸透させることができた。 ・費用面については、第3期事業の運営補助委託の契約期間を短縮するなどコストの削減を図ることができた。
	課題と対応策	<p>《課題》</p> <p>介護事業者向けアンケートでは比較的高い関心を得ているが、費用対効果の点で課題がある。</p> <p>《対応策》</p> <p>第3期の円滑な実施に向けた実施内容の検討や広報等準備を行うとともに、事業の実施に係る今後の方向性については引き続き検討していく。</p>

② 給付適正化

ケアプラン点検		
計画の内容	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 9 月に「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、方針の普及啓発に取り組んでいるが、基本方針を「日々の業務で実施している」と回答した居宅支援事業所数は少ない。 ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを支援していく必要がある。
	取組	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検の実施にあたっては、各居宅介護事業所において、管理者や主任ケアマネジャーが中心となり、自主的にケアプラン点検が実施されるよう、「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、点検者の理解を深めるとともに、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを構築していく。 第 8 期計画期間内に、区内の居宅支援事業所が一巡するように、毎年 60 件程度のケアプラン点検を実施する。
	目標	<p>(令和 5 年度事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検（書面点検） 年 2 回実施（前期 8 月、後期 10 月）、対象事業所数は年間 68 件を予定。 グループ討議型ケアプラン点検の実施（12 月開催予定） (指標) 各居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制が構築されること。
	目標の評価方法	<p>(令和 5 年度事業内容)</p> <p>1 年間のケアプラン点検の件数、およびグループ討議型ケアプラン点検参加者数を年度末に評価する。</p> <p>(指標)</p> <p>グループ討議型ケアプラン点検参加者に対し、アンケートを実施。各事業所の取組状況を確認する。</p>
令和 5 年度実績	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検（書面点検） 令和 5 年度実施事業所数：計 62 件 (年 2 回実施、前期 8 月：30 件、後期 10 月：32 件) グループ討議型ケアプラン点検の実施（令和 5 年 12 月 15 日実施） 対象者：62 件の点検対象プランのケアマネジャー
	評価結果・自己評価内容	<p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度の点検対象とした事業所のケアプラン点検を実施できた。 グループ討議型ケアプラン点検を通じて、好事例を共有することにより、ケアマネジャーの点検スキルおよび意識向上につなげることができたと考える。
	課題と対応策	<p>《課題》</p> <p>ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを継続的に支援していく必要がある。</p> <p>《対応策》</p> <p>第 9 期計画期間においても、引き続きケアプラン点検および研修を実施する予定。令和 6 年度では、管理者や主任ケアマネと限定せず、すべてのケアマネを点検対象者とし、新たなリアセスメントシートを活用しながら、ケアプラン点検を通じて得た課題やスキルを事業所内で共有され、自立支援に資する適切なケアプラン作成が行われるような体制づくりを支援していく。</p>

ケアマネジメントの質の向上		
計画の内容	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度より NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的としたケアプラン点検およびケアマネジャー向け研修を実施している。ケアプラン点検および研修を通じて、居宅支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築した。 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。
	取組	<ul style="list-style-type: none"> 研修やケアプラン点検を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図る。 ケアプランの質の向上を図るため、多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、ケアマネジャーの要望に即した多様なテーマの研修を実施する。 研修の開催にあたり、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の負担軽減を図る。
	目標	ケアマネジャー向け研修の実施（年間 5 回を予定）
	目標の評価方法	1 年間の研修実施状況について、年度末に評価する。
令和 5 年度実績	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度大田区介護支援専門員全体研修 実施回数：5 回、合計受講者数：1,258 人 (研修テーマ) 第 1 回：大田区重層的支援体制整備事業について ～他機関連携支援を学ぶ～ 第 2 回：作成済みでも未作成でも役立つ BCP 策定講座 第 3 回：水害からの逃げ遅れゼロを目指して マイ・タイムライン作成体験講座 第 4 回：カスタマーハラスメント研修 ～ケアマネジャーが自分や事業所を守るために～ 第 5 回：ケアプラン点検総括研修 ～リ・アセスメント支援シートとケアプラン確認シートの意義～
	評価結果・自己評価内容	<p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン研修にすることで、受講者の負担の軽減しつつ、研修の目標回数を達成することができた。 現状の課題に即した多様なテーマを取り扱うことで、ケアマネジャーのケアプラン作成スキルおよび意識向上につなげることができたと考える。
	課題と対応策	<p>《課題》</p> <p>引き続き、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。</p> <p>《対応策》</p> <p>令和 6 年度も引き続き、現状に即した多様なテーマの研修をケアマネジャー向けに実施する。</p> <p>ケアプラン点検及び研修を通じて、居宅支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有することで、ケアプランの質の向上を図っていく。</p>

要介護認定の適正化		
計画の内容	現状と課題	認定調査の委託の拡大により、様々な知識・経験を有する者が認定調査を担う状況となっている。適切かつ公平な要介護認定のため、調査の水準を確保する必要がある。
	取組	認定調査員研修の実施
	目標	認定調査員研修参加者数 (令和3年度：280名程度、令和4年度：280名程度、令和5年度：350名程度)
	目標の評価方法	1年間の研修参加者数を年度末に評価する。
令和5年度実績	実施内容	認定調査員研修参加者数：201人 (内訳) ・新規研修（eラーニング）：44人 ・現任研修（会場）：157人
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【○】 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」の終了に伴う影響で、認定調査対応数が多い中で集合研修を実施した。結果として目標数値には達しなかったが、多くの方の参加があり、アンケート結果も概ね好評だった。
	課題と対応策	《課題》 認定調査員の中核を担う介護支援専門員は、業務が多忙な中、現任研修に参加しており、当日欠席や途中退出が生じている。 《対応策》 業務分析データやアンケート結果等を踏まえ、より多くの認定調査員が受講し、適正な認定調査の実施につながるよう、研修の実施時期や内容等を検討する。

住宅改修・福祉用具点検		
計画の内容	現状と課題	住宅改修や福祉用具購入については、ケアプランに記載のない場合も多く、「なぜ必要なのか」「どんな効果が期待できるのか」をプラン全体を通じた検討が浅い。
	取組	住宅改修や福祉用具購入の申請においては、利用者の状況及び見積書の点検を行い、必要に応じて事前・事後の現場確認を行う。この際、公益財団法人東京都福祉保健財団と連携し、関係従事者のリハビリテーションへの理解を深めていく。
	目標	利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、ケアマネジャー等への啓発に努め、また現場確認の回数を増やしていく。
	目標の評価方法	現場確認の結果や理由書の内容により普及啓発の結果を評価
令和5年度実績	実施内容	・住宅改修：訪問調査 4件 ・福祉用具購入：訪問調査 5件、電話聴取 4件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用者宅内への訪問が必要な福祉用具購入の現場確認ができなかったが、訪問での調査に代わり、書類審査を厳密に行うことや、電話等により利用者や家族、事業所への聞き取りなどを行い適正な給付を行った。
	課題と対応策	《課題》 適切な給付を行うことは利用者だけではなく、ケアマネジャー、事業者等の制度理解が不可欠であるが、現状では、理解が不足していると思われるものが申請の中に多数存在する。 《対応策》 研修や啓発事業がさらに必要と考える。また、住宅改修、福祉用具購入ともに、現場確認の回数を増やし、適切な利用の確認を行っていく。

縦覧点検・医療突合		
計画の内容	現状と課題	国民健康保険団体連合会から提供される適正化情報が多く、内容が複雑であり、有効に活用しきれていない。
	取組	国保連から提供される縦覧点検・医療突合の帳票については、点検帳票の拡大を図る。また、国保連の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明を活用し、縦覧点検・医療突合に係る職員の点検技能の向上を図る。
	目標	費用対効果が高い帳票を優先的に点検していく。また、適正化研修の受講等により、点検スキルの向上に努め、より多くの適正化情報点検を行っていく。
	目標の評価方法	点検件数、事業所への通知数増等により評価
令和5年度実績	実施内容	・点検件数 縦覧点検 20,095件、医療情報との突合 137件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 請求ミス等による返還金に繋がった。また、算定要件への理解へも繋がっている。
	課題と対応策	《課題》 同様の通知を送る事業所がある場合においては、事業所内での周知徹底が不足していると考えられる。 《対応策》 通知文等の検討するとともに、請求間違いの多い内容については、個別に通知するだけでなく、事業者連絡会等での周知等を行う。

介護給付費通知		
計画の内容	現状と課題	利用者自身が利用したサービスの保険給付に対する関心が薄い。どれだけ介護サービス事業所に支払われているかを認識してもらうことが必要。
	取組	介護保険サービスの利用の内容について、「見やすく、理解しやすい」を目指した介護給付費通知を作成する。受領者の反応塔をもとに、介護給付費通知の効果や課題の検証を行い、より効果的な通知になるように検討する。
	目標	「見やすく、理解しやすい」という視点で介護給付費通知を作成するほか、その効果や課題等を検証し、より効果的な介護給付費通知を目指す。
	目標の評価方法	利用者や事業所からの問い合わせ等により評価
令和5年度実績	実施内容	・発送件数 24,901通（令和5年10月実施）
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【○】 通知を送ることにより、自身の利用しているサービスに対する保険給付への関心向けることに繋がった。
	課題と対応策	《対応策》 高齢者にもわかりやすい通知の作成が必要である。また、通知の効果がわかりづらい点が課題である。 《対応策》 同封の案内を工夫し、より理解しやすい通知を行う。また、費用対効果が表れにくい事業のため、効果検証の方法についても検討を行っていく。

給付実績の活用		
計画の内容	現状と課題	給付実績を確認した後の事業所への通知等の方法が確立しておらず、有効に活用できていない。
	取組	国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報や適正化情報を活用し、介護報酬の請求等について、請求内容の自主点検を求めるとともに、不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行っていく。
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な給付の可能性のある請求について事業所へ通知し、自主点検後の報告を求める。 ・より効果的な活用方法を探り、確認帳票を拡大していく。 ・法人指導担当や指定担当が活用できる情報を選定し、その提供を行う。
	目標の評価方法	点検件数、事業所への通知数増等により評価
令和5年度実績	実施内容	・点検件数 10,520件
	評価結果・自己評価内容	<p>自己評価結果【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地指導の際の情報提供を行った。 ・研修等への参加があまりできず、外部からの知識吸収が不足しているが、担当間での情報共有や啓発などにより点検スキルの維持に努めた。
	課題と対応策	<p>《対応策》</p> <p>法人指導担当や指定担当との連携を密にし、給付実績を有効活用することが課題である。</p> <p>《対応策》</p> <p>研修参加や勉強会などへの参加を増やし、給付実績の活用方法の拡大、点検スキルの向上に努める。</p>